

保育の必要性の認定基準と必要書類について

【認定基準】

○保護者（父親・母親）が次のいずれかの条件に該当

(1)労働	毎月 60 時間以上仕事をしている場合（家事は除く）
(2)母親の出産等	母親が妊娠又は出産後間がない場合（産前・産後 8 週間）
(3)病気・障がい等	長期の病気、負傷又は障がい等がある場合
(4)病人の介護等	同居の親族（長期入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護している場合
(5)災害等	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたる場合
(6)求職活動等	求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている場合
(7)就学等	就学又は職業訓練を受けている場合
(8)その他	虐待や DV のおそれがある場合等

【認定に必要な書類】

認定条件 書類名	勤務者 (正社員)	勤務者 (正社員以外)	内職	自営 農業 漁業	出産	病気 介護	求職	就学等
就労証明書※1	○	○	○	○				
申立書						○		
賃金明細書等※2		○	○	○				
その他添付書類				○ 事業主は確定申告の写し	○ 母子手帳の表紙・出産予定日記載ページの写し	○ 診断書・手帳の写し等	○ 求職活動確認約書	○ 通学証明書等

※1 就労証明書の様式は常滑市ホームページにも掲載されております。(次ページ参照)

※2 次ページの「就労証明書の添付書類について」を参照してください。

就労証明書の添付書類について

保育が必要な状況を確認するため、就労証明書以外に以下の添付書類を提出願います。
また、各証明書につきましては正確な記載をしていただくようお願いいたします。

1. 勤務者（正社員以外）※例：パート、非常勤、臨時職員、派遣社員等

提出いただく書類

- ・ 1か月あたりの**労働時間及び賃金等の記載**がある書類（直近3か月分のコピー）
*例：賃金明細書、出勤簿の写しなど

2. 内職

提出いただく書類

- ・ 1か月あたりの**労働時間及び賃金等の記載**がある書類（直近3か月分のコピー）
*例：賃金明細書、賃金振り込みが確認できる通帳、出勤簿の写しなど

3. 自営・農業・漁業

提出いただく書類

- ・ 中心者：申請時点における直近の確定申告書第一表のコピー
※確定申告をする予定がない場合は、1か月の**労働時間及び賃金等**がわかるもの（直近3か月分）を申請時に提出してください。
 - ・ 協力者：1か月の**労働時間及び賃金等**がわかるもの（直近3か月分）
- ※就労証明書には実態どおりの記載をするよう、よろしく願います。

※内職及び自営・農業・漁業の方のうち、上記書類が用意できない場合、「就労状況等報告書」により、就労状況を報告してください。

○就労証明書、就労状況等報告書の様式



◀常滑市ホームページからダウンロードできます。
*サイトの下部の方に「添付ファイル」にあります。